

平成 29 年度静西教育事務所地域支援課による学校等支援研修実施要項

静西教育事務所

1 基本的な考え方

「学校の指導力向上支援」及び「市町教委の自立の支援」をねらいとして、学校等に対して「学校等支援研修」を実施する。

学校等支援研修では、「頼もしい教職員」を育成することを目指し、教職員の授業力、生徒指導力、マネジメント力及び業務遂行力の向上に資するため、参事又は教育主幹・教育主査・主査（以下、「教育主幹・教育主査・主査」は「教育主査等」という）を学校等が主催する研修会等に派遣する。

なお、この「学校等支援研修」は、すべての要請に応えるものではない。

2 学校等

参事又は教育主査等の派遣を要請できる学校等とは、公立幼稚園等、公立小中学校、市町教育委員会及び教職員で組織する研究会・研修会・協議会、その他教育事務所が支援を必要とすると認めた教育関係団体をいう。

なお、参事（指導担当参事は除く。）の派遣は、学校・園単位では要請できない。

3 参事又は教育主査等の派遣の決定

参事又は教育主査等の派遣に関しては、次の手順により決定する。

- (1) 参事又は教育主査等の派遣を要請する学校等は、所管する市町教育委員会にその旨相談する。
- (2) 市町教育委員会は、相談内容を精査し、必要と認めた時は、教育事務所に支援を要請する。
- (3) 教育事務所は、市町教育委員会からの要請内容について、その市町教育委員会の実状を考慮し、必要と認めた場合には参事又は教育主査等の派遣を決定し、その旨当該市町教育委員会に通知する。

4 派遣決定通知

市町教育委員会が、学校等からの相談に応じて参事又は教育主査等の派遣を要請する場合は、研修会等の開催日の2か月前までに「学校等支援研修申込書」を当該教育事務所長宛提出する。

派遣職員の所属長は、研修会等の開催日の1か月前までに、決定通知を市町教育委員会及び研修等の担当者宛通知する。

5 学校等支援研修の回数

参事又は教育主査等の派遣は、1団体につき、原則として同一年度内に1回を限度とする。

6 研究指定校への派遣

国等及び静岡県教育委員会の指定による研究校は、学校等支援研修による教育主査等の支援を要請することができる。同一年度内に3回までとする。